

加古川中流部河川整備推進協議会 規約

(名称)

第1条 この会議は、「加古川中流部河川整備推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、近畿地方整備局、兵庫県、西脇市、加東市が加古川中流部（加東市・西脇市域）の河川整備の課題を情報共有し、当面の河川整備の目標及び実現に向けた役割を明確にした上で、連携・調整を図りながら効果的かつ効率的な河川整備を推進することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の庶務を行うため、姫路河川国道事務所調査課に事務局を置く。
- 3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 加古川中流部区間の河川整備状況、災害リスク等の課題を共有した上で、当面の整備目標を明確にする。
- 2 効果的かつ効率的な河川整備を推進するために必要な役割分担を協議し、進め方・連携方策等の調整を図る。
- 3 河川整備に対して、関係住民に理解と協力を求めるための広報を行う。
- 4 毎年、協議会を開催するなどして、事業の進捗状況を確認する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、平成28年8月30日から施行する。

2 本規約は、令和4年11月29日に一部変更する。

別表 1（協議会）

協議会	構成員
国土交通省 近畿地方整備局	河川部長
国土交通省 近畿地方整備局	姫路河川国道事務所長
兵庫県	土木部長
兵庫県 北播磨県民局	加東土木事務所長
西脇市長	
加東市長	

別表 2（幹事会）

幹事会	構成員
国土交通省 近畿地方整備局 河川部	河川計画課長
国土交通省 近畿地方整備局 河川部	地域河川課長
国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	総括保全対策官
兵庫県 土木部	河川整備課長
兵庫県 北播磨県民局 加東土木事務所	多可事業所長
西脇市	技監
加東市	技監